福祉タクシー券のご利用方法について
（使用上の注意）

１　福祉タクシー券１枚につき、初乗運賃相当額を助成します。**１回の乗車につき、１枚（乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上の場合は２枚まで）**利用できます。

２　**タクシーを利用するときは、福祉タクシー券と不足分の金額を運転手に支払い精算してください。**（不足分を、福祉タクシー券で精算することはできません。）

３　**この福祉タクシー券は、必ずご本人がお使いください。他の方への譲渡はできません。他人に譲渡するなど、不正に使用すると助成できなくなります。**

４　タクシー運転手からご本人確認のために、**介護保険被保険者証の提示**を求められることがあります。

５　この福祉タクシー券は金券ではありませんので、おつりを出すことや買取りすることはできません。

６　大型タクシーや寝台タクシーを利用した場合でも、助成額は普通車の初乗運賃相当額となります。

７　**福祉タクシー券の再発行はしません**ので、紛失しないように大切に保持してください。

８　利用できるタクシーは、熊谷市と協定している**埼玉県内のタクシー事業者**に限ります。

９　当事業の資格要件である介護保険の要介護認定には有効期間があります。引き続き福祉タクシー券の利用を希望される場合は、要介護認定の更新手続きを行ってください。

（担当）熊谷市　長寿いきがい課高齢福祉係
電話　048-524-1111（272、280、290）